

であります。

本案は、第七十一回国会に提出され、今国会に継続されているものであります。

今国会におきましては、去る十二月二十日質疑を終了し、討論の申し出がないため、直ちに採決に付し、本案は原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

出席国務大臣

文部大臣 奥野 誠亮君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員退任)

一、去る一月二十五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、一月二十一日付をもって郵政大臣官房電気通信監理官牧野康夫は退職したので政

府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る一日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、科学技術庁計画局長長澤榮一は一月二十五日付をもって、また資源エネルギー庁石炭部長佐伯博藏及び高等海難審判庭長官早川典夫は一

日付をもってそれぞれ退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、五日付をもって科学技術庁長官官房長牟田口道夫は科学技術庁原子力局長任命され、科学技術庁原子力局長田宮茂文は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、二日議長において承認した安尾俊外二名を去る四日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、五日議長において承認した牟田口道夫を同日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

高等海難審判庭長官 愛澤 新五
月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 小林 進君 (理事辻原弘市君去る一月二十六日理事辞任につきその補欠)

命することを承認した。

一、去る一日、常任委員会において、次のとおり命することを承認した。

一、去る一月二十六日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、一月二十一日付をもって郵政大臣官房電気通信監理官牧野康夫は退職したので政

府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る一日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、一月二十一日付をもって、また資源エネルギー庁石炭部長佐伯博藏及び高等海難審判庭長官早川典夫は一

日付をもってそれぞれ退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、二日議長において承認した安尾俊外二名を去る四日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、五日議長において承認した牟田口道夫を同日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、二日議長において承認した牟田口道夫を同日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 小林 進君 (理事辻原弘市君去る一月二十六日理事辞任につきその補欠)

月二十六日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事長谷川正三君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事荒木宏君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事寺前巖君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事石母田 達君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事鶴谷 譲君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事大野明君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事梅田勝君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事阪上安太郎君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事熊谷義雄君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事中島武敏君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事辻原弘市君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事大野明君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事阪上安太郎君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事辻原弘市君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事大野明君去る一日理事辞任につきその補欠)

理事 増本 一彦君 (理事阪上安太郎君去る一日理事辞任につきその補欠)

官 報 (号外)

議院運営委員 辞任 高鳥 修君 高鳥 兼造君 村岡 兼造君 高鳥 修君	補欠 村岡 兼造君 高鳥 修君	田代 文久君 不破 哲三君 不破 哲三君 田代 文久君
一、去る一月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る一月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る一月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
文教委員 辞任 受田 新吉君 安里積千代君 受田 新吉君 安里積千代君	文教委員 辞任 林 百郎君 谷口善太郎君 林 百郎君 谷口善太郎君	文教委員 辞任 矢野 純也君 坂口 力君 矢野 純也君 坂口 力君
地方行政委員 辞任 谷口善太郎君 谷口善太郎君 谷口善太郎君 谷口善太郎君	地方行政委員 辞任 林 百郎君 谷口善太郎君 林 百郎君 谷口善太郎君	地方行政委員 辞任 矢野 純也君 坂口 力君 矢野 純也君 坂口 力君
社会労働委員 辞任 谷口善太郎君 谷口善太郎君 谷口善太郎君 谷口善太郎君	社会労働委員 辞任 阿部 昭吾君 有島 重武君 阿部 昭吾君 有島 重武君	社会労働委員 辞任 小坂善太郎君 有島 重武君 小坂善太郎君 有島 重武君
予算委員 辞任 谷口善太郎君 谷口善太郎君 谷口善太郎君 谷口善太郎君	予算委員 辞任 阿部 昭吾君 有島 重武君 阿部 昭吾君 有島 重武君	予算委員 辞任 坂口 力君 有島 重武君 坂口 力君 有島 重武君
決算委員 辞任 谷口善太郎君 青柳 盛雄君 谷口善太郎君 青柳 盛雄君	決算委員 辞任 石橋 政嗣君 有島 重武君 石橋 政嗣君 有島 重武君	決算委員 辞任 坂口 力君 中村 弘海君 坂口 力君 中村 弘海君
決算委員 辞任 田代 文久君 不破 哲三君 田代 文久君 不破 哲三君	決算委員 辞任 玉置 一徳君 田代 文久君 玉置 一徳君 田代 文久君	決算委員 辞任 玉置 一徳君 中村 弘海君 玉置 一徳君 中村 弘海君
決算委員 辞任 谷口善太郎君 不破 哲三君 谷口善太郎君 不破 哲三君	決算委員 辞任 玉置 一徳君 田代 文久君 玉置 一徳君 田代 文久君	決算委員 辞任 玉置 一徳君 中村 弘海君 玉置 一徳君 中村 弘海君
外務委員 辞任 田代 文久君 不破 哲三君 田代 文久君 不破 哲三君	外務委員 辞任 玉置 一徳君 近江日記夫君 玉置 一徳君 近江日記夫君	外務委員 辞任 玉置 一徳君 近江日記夫君 玉置 一徳君 近江日記夫君
文教委員 辞任 石橋 政嗣君 石橋 政嗣君	文教委員 辞任 阿部 昭吾君 阿部 昭吾君	文教委員 辞任 坂口 力君 矢野 純也君 坂口 力君 矢野 純也君
決算委員 辞任 田代 文久君 不破 哲三君 田代 文久君 不破 哲三君	決算委員 辞任 玉置 一徳君 安里積千代君 玉置 一徳君 安里積千代君	決算委員 辞任 坂口 力君 矢野 純也君 坂口 力君 矢野 純也君
社会労働委員 辞任 青柳 盛雄君 青柳 盛雄君	社会労働委員 辞任 玉置 一徳君 近江日記夫君 玉置 一徳君 近江日記夫君	社会労働委員 辞任 坂口 力君 矢野 純也君 坂口 力君 矢野 純也君
決算委員 辞任 田代 文久君 不破 哲三君 田代 文久君 不破 哲三君	決算委員 辞任 玉置 一徳君 安里積千代君 玉置 一徳君 安里積千代君	決算委員 辞任 坂口 力君 矢野 純也君 坂口 力君 矢野 純也君

官報号外

郵便貯金法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
简易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案

一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

物価問題等に関する特別委員会の拡充に関する

決議案(福田一君外五名提出)

一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

輸出保険法の一部を改正する法律案
船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律案

一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案

第一一号) 大蔵委員会 付託

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一號)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

金屬鉱業事業団法の一部を改正する法律案(議案付託)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二號)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

金屬鉱業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三號)

おりである。

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方行政委員会 付託

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第二八号)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

運輸委員会 付託

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

社会労働委員会 付託

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三一號)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二號)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

金屬鉱業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三號)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

く経費増額総調書及び各省各府所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)

(質問書提出)

一、去る一月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在宅投票制度に関する質問主意書(横山利秋君提出)

(答弁書受領)

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員横山利秋君提出在宅投票制度に関する質問に対する答弁書

(号外)

提出者 横山 利秋
衆議院議長 前尾繁三郎殿
在宅投票制度に関する質問主意書

(号外)

在宅投票制度に関する質問主意書

日本国憲法は、「すべて国民は法の下に平等」であるとし、国民の諸権利を保障しているが、中でも政治に参加する権利は基本的な権利として保障し、選舉権を国民固有の権利として認め、成年者による普通選挙を保障している。しかし、実際に選挙の度に投票所の入場券は交付されても在宅重度身体障害者、寝たきり病人、老人、難病等の人たちは、寝たきりで動けないため、その貴重な一票を行使することができないでいる。

例えば、昭和四十五年の厚生省の調査では、一千人、二級認定者は二十二万五千人だといわれている。そのうち下肢および体幹障害等のため歩行が著しく困難である者は約十万人と推計されている。寝たきり老人（老人福祉法に基づくヘルパー派遣対象者数約三十六万人）をはじめ、全国で病、負傷等により現実にはこの貴重な権利を放棄せざるを得ない人たちをも含めると膨大な数に上るものと思われる。

とともに在宅投票制度については、昭和二十五年の選挙法制定時において採用されていたが、選挙の公正の確保、投票の秘密の保持という点に問題が多く、悪用されやすいということで、昭和二十七年の改正で廃止された経緯がある。その後、国会においてもこの問題が度々論議され、特に昨年の第七十一回国会においては、予算委員会分科会および参議院の委員会においても取り上げられ、政府は幾度も前向きな検討を表明している。

また、公職選挙法改正に関する調査特別委員会および本会議において、在宅投票制度復活に関する請願を採択の上内閣に送付すべきものと決してい る。

三、政府は、国会における言明を履行すべく在宅投票制度を参議院議員通常選挙に際して採用すべきであると思うがどうか。この場合、いかなる方法によつて実行することが適当と思つか。右質問する。

千人、二級認定者は二十二万五千人だといわれている。そのうち下肢および体幹障害等のため歩行が著しく困難である者は約十万人と推計されている。寝たきり老人（老人福祉法に基づくヘルパー派遣対象者数約三十六万人）をはじめ、全国で病、負傷等により現実にはこの貴重な権利を放棄せざるを得ない人たちをも含めると膨大な数に上るものと思われる。

政府は、本問題について前向きに検討することを国会において約束しているが、近く参議院議員通常選挙も行われる予定であり、早急にこの問題について結論を出す必要があると考えられる。

よつて、次の事項について質問いたしたい。

一、昭和二十七年公職選挙法の一部を改正する際、在宅投票制度を廃止した事情ならびにそれは今日なお解決し得ない理由であるかどうかについて説明せられたまつた。この事情と現行の不在者投票制度との関係について説明せられたい。

二、在宅投票制度の対象者となる在宅重度身体障害者、寝たきり老人等の数は全国でどのくらいと考へられるか。

三、政府は、国会における言明を履行すべく在宅投票制度を参議院議員通常選挙に際して採用すべきであると思うがどうか。この場合、いかなる方法によつて実行することが適当と思つか。右質問する。

うなことは許されない。特に、身体障害者がこれに該当する場合は、疾病、負傷等の一時的な支障の場合は異なり、その権利の永久的はく奪にもひ

としく、真にやむを得ざる事由によるものではない限り、選挙権の行使を可能ならしめる方途を講ずる必要がある。

政府は、本問題について前向きに検討することを国会において約束しているが、近く参議院議員通常選挙も行われる予定であり、早急にこの問題について結論を出す必要があると考えられる。

よつて、次の事項について質問いたしたい。

一、昭和二十二年から、国会議員の選挙については昭和二十三年から設けられ、昭和二十七年に廃止されたものである。

二、在宅投票制度は、地方公共団体の選挙については昭和二十二年から、国会議員の選挙については昭和二十三年から設けられ、昭和二十七年に廃止されたものである。

三、在宅投票制度は、地方公共団体の選挙については昭和二十二年から、国会議員の選挙については昭和二十三年から設けられ、昭和二十七年に廃止されたものである。

衆議院議員横山利秋君提出在宅投票制度に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員横山利秋君提出在宅投票制度に関する質問に対する答弁書

昭和四十九年二月一日

内閣総理大臣 田中 角栄

なお、現行の不在者投票制度は、不在者投票管理者的管理する場所において立会人の立会い

官報(号外)

の下で投票の記載を行うこととし、厳格な手続によつて公正の確保を図ることとしている。

二及び三について

在宅投票制度については、現在鋭意検討を進めているところであるが、一で述べたような過去の経緯にもかんがみ、対象者についての認定方法をどうするか、投票用紙の請求、投票の記載等の段階での公正の確保をどうするか等の問題について十分確信が持てるものについて採りあげていく必要があると考えている。

したがつて、この制度を採用することとした場合における対象者数を確定的に示すことは、現段階においては困難である。

また、新しい制度を採用することとした場合にも、その実施に当たつては、事前の周知と準備のため十分な期間が必要であると考えている。右答弁する。

6 この法律は、公布の日から施行すること。

一 議案の可決理由

育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案(内閣提出、第七十一回国会開法第六六号)に関する報告書

1 この法律は、学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与

について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もつて学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

昭和四十八年十二月二十日

文教委員長 稲葉 修

べきものと議決した次第である。
右報告する。

衆議院議長 前尾繁三郎殿

2 義務教育諸学校の教育職員の給与について、は、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならないこと。

3 人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である2に定める教育職員の給与について、2に定める趣旨にのつとり、必要な勧告を行なわなければならないこと。

4 国は、2に定める教育職員の給与の優遇措置について、計画的にその実現に努めるものとする。

5 人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である2に定める教育職員について、遅くとも昭和四十九年一月一日から2に定める優遇措置の計画的実現のための給与の改善を行なわれるよう必要な勧告をしなければならないこと。

衆議院会議録第七号中正誤

ペシ 段行 誤 正
一五 四五 危危性 危険性

一六 四四 権護 擁護

衆議院会議録第九号中正誤

ペシ 段行 誤 正
一七 三末七 新たな 新たに
一八 二八 すまれば ますれば
一九 一三 去十二月 去る十二月

衆議院会議録第十号中正誤

ペシ 段行 誤 正
二〇 四四 反対を 反対も

二一 四五 平和 平和的

二二 一末八 田中内閣とが 田中内閣と

三五 三二 一經般費 一般経費

衆議院会議録第十号中正誤

ペシ 段行 誤 正
三三 四末三 農作物 農産物

三四 二一〇 領金 預金

三四 二末三 一般と 一段と

三四 二一六 四二%の 四二%に

三四 二一九 安全 安定

三四 二三 しょう しょう。

三五 二六 不可決 不可欠

明治二十五年三月三十日
郵便物記可日

昭和四十九年二月七日 衆議院会議録第十一号

一一七〇

定
一部五十円
(配送料共)
發行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
電話 東京五八二四四二二(大代)